

4

医療に関するここと

障がいのある方の障がいの軽減、健康の保持、生活の安定等のために医療についての各種制度があります。

(1) 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付

身体障がいのある方が知事の指定を受けた医療機関で、障がいの軽減・除去や機能回復のために医療を受けることができます。

更生医療：心臓ペースメーカー埋め込み術、人工透析、人工関節置換術、白内障手術、人工内耳挿入術、肝臓移植術など

育成医療：口唇口蓋裂手術、心臓手術、人工透析など

【対象者】

更生医療：身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方。

育成医療：18歳未満で身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいが残ると認められる疾患がある児童。

【注意事項】

- 世帯の所得や手術の種類などによっては、対象とならない場合があります。
- 自己負担額は原則1割負担ですが、世帯の所得や疾病等に応じて、月額自己負担上限額が設けられます。
- 自立支援医療の給付を受けるためには、手術などを受ける前に申請が必要です。（事前申請が原則です。）
- 都道府県知事又は中核市長により指定を受けた医療機関・薬局でなければ給付の対象となりません。
- 受診の際は、毎回医療機関・薬局へ受給者証を提示してください。

【窓口】 市町村福祉担当課

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の給付

精神障がいのある方が、精神科の病気で病院や診療所に通院して、医療を受けられた場合に、原則としてその医療費の9割が医療保険と公費で負担される制度です。

【対象者】 精神の病気を理由として、通院による精神医療を継続的に必要とする方。

【注意事項】

- ・世帯の所得や疾病等によっては、対象とならない場合があります。
 - ・自己負担額は原則として1割ですが、世帯の所得や疾病等に応じて、月額自己負担上限額が設けられます。
 - ・有効期間は申請受理日から1年間です。
 - ・都道府県知事により指定を受けた医療機関・薬局でなければ給付の対象となりません。
- 【窓口】市町村福祉担当課 ※連絡先は、p166～p167をご覧ください。

(3) 特別医療費助成制度

重度の障がいのある方が保険医療を受けられた場合に、自己負担部分を助成する制度です。

【対象者】

- ・1～2級の身体障害者手帳をお持ちの方。
- ・3～4級の身体障害者手帳をお持ちで知能指数（IQ）が50以下と判定された方。
- ・重度の知的障がい者として判定を受けた方。（知能指数が35以下と判定された方。）
- ・1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

※各市町村が独自に対象者を拡大して医療費の助成制度を設けていることがありますので、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

【注意事項】

- ・自立支援医療など他の公的医療費の給付が受けられる場合は、そちらが優先されます。
- ・世帯、ご本人の所得に応じた助成の制限があります。

【所得制限】ご本人の年間所得額が基準額未満の方が助成されます。

扶養親族等の数	基準額
扶養親族なし	1,695,000 円
扶養親族1人	2,075,000 円
扶養親族2人	2,455,000 円
扶養親族3人以上	2,455,000 円に扶養親族のうち2人を除いた扶養親族等1人につき 380,000 円を加算した額

【一部負担金】

本人所得に応じて、1医療機関ごとの月額負担上限まで総医療費の1割が本人負担となります。

○月額負担上限（1医療機関ごと）

区 分	通 院	入 院
所得制限等の所得額以上の者	じよせいたいしょがい 助成対象外	じよせいたいしょがい 助成対象外
一般	2,000 円	10,000 円
低所得	1,000 円	5,000 円
低所得等	ほんにん ふたん 本人負担なし	ほんにん ふたん 本人負担なし

【窓口】市町村特別医療担当課

(4) 重症心身障がい児者の保護

重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複している方が医療機関に入所して治療や日常生活の指導を受けることができます。

【主な医療機関としては、次のものがあります】

独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター

鳥取市三津 876 ☎ 0857-59-1111 FAX 0857-59-1589

県立総合療育センター

米子市上福原 7丁目 13-3 ☎ 0859-38-2155 FAX 0859-38-2156

独立行政法人国立病院機構松江医療センター

島根県松江市上乃木 5丁目 8-31 ☎ 0852-21-6131 FAX 0852-27-1019

独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター

広島県東広島市黒瀬町南方 92 ☎ 0823-82-3000 FAX 0823-82-7352

【窓口】児童相談所、市町村福祉担当課

(5) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が受けることになっていますが、一定以上の障がいのある方については、65歳から74歳までの間はご本人の選択により適用になります。

【対象者】

対象となる障がいの程度は、障がいの種類によって異なりますので次の窓口でご相談ください。

【窓口】市町村後期高齢者医療制度担当課

